

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十一年二月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第六号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
平成三十一年一 月二十九日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千五百 六十一番四十七	指定に係る道路の位置
三十四・六八	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・二〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)